

ねんりんピック彩の国さいたま2026川口市売店等設置運営要項

1 目的

この要項は、「ねんりんピック彩の国さいたま2026」（以下「大会」という。）において、ねんりんピック彩の国さいたま2026川口市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が交流大会に設置する売店の設置、運営等について、必要な事項を定めるものとする。

2 設置会場及び開設時間等

売店等を設置する会場及び開設時間は原則として次のとおりとする。ただし、大会中止の場合はこの限りではない。中止等による営業補償は行わないものとする。また、市実行委員会は必要に応じてこれらを変更できるものとする。

種目	設置会場	設置期間	設置時間 (予定)
水 泳	東スポーツセンター	11月8日(日)	9時～17時
		11月9日(月)	9時～17時
健康マージャン	戸塚スポーツセンター	11月8日(日)	9時～17時
		11月9日(日)	9時～17時

3 出店数、出店位置

出店数及び出店位置は市実行委員会が現地の状況等を勘案して決定する。

4 販売品目等

売店等における販売品目等は、次に掲げるものとする。

- (1) 川口市開催種目に関連するスポーツ用品及び種目の普及啓発に資するもの
- (2) ねんりんピック関連グッズ
- (3) 宅配便等大会参加者の利便を図るもの
- (4) 観光物産品
- (5) 飲食物（アルコール飲料を除く）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設（以下、営業許可施設という。）において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置が講じられ、法令等の規定に基づく表示がなされているものであること。

イ 現場調理品

売店において調理する食品は簡素な調理、加工のみとし、あらかじめ営業許可施設に置いて下処理されたものを搬入して、提供直前に処理を行う程度のものであること。

(6) その他、市実行委員会が必要又は適当と認めるもの

5 出店者条件

売店の出店者は、原則として次の各号のいずれにも該当する者で、市実行委員会が適当と認めた者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

ア 申請時に1年以上、川口市に店舗を有して営業をしている者（飲食物調理出店においては店舗を有し営業許可を受けて営業している者）

イ 大会に関連するスポーツ用品販売業者、ねんりんピック関連グッズ、観光物産品又は飲食物に係る関係団体等

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下、「障害者施設」という。）

エ 過去の全国健康福祉祭（リハーサル大会含む。）において出店実績がある者

オ 競技団体の推薦がある者

(2) 次の条件すべてに該当する者

ア 交流大会期間中、継続して出店することができること。ただし、障害者支援施設については、この限りではない。

イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。

ウ 営業店舗が、出店申請の日からさかのぼって過去1年間法令等に違反して処分を受けていないこと。

エ 飲食物販売の出店者については、過去3年間食中毒等における行政処分歴がないこと。

オ 申請書提出時点において、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、「暴力団員等」という。）ではないこと。

キ 販売員として、暴力団員等を使用し又は雇用していないこと。

6 出店者運営基準

出店者の売店の運営に必要な基準は、次のとおりとし、市実行委員会の指示に従うものとする。また、感染症対策に配慮して運営するものとする。

(1) 食品関係売店

ア 現場で調理を行う出店者は、保健所の基準に従い、指導を遵守すること。

イ 食品は、食品衛生関係法令の基準に従い、容器包装などにより汚染防止及び直射日光を避ける等必要な措置を講じ、保管、陳列は衛生的な設備で行い、かつ、食品

に表示されている保存方法を遵守し管理を行うこと。

ウ 早期飲食等を促す旨の看板等を設置すること。

エ 廃棄物容器及び汚水容器は、汚液及び汚臭が漏れない構造で、耐水性材質で作られ、かつ、常時清潔を保持し、適切な方法により廃棄物を処理すること。

(2) その他の売店

販売品目の内容を明瞭に識別できるよう陳列すること。

7 経費の負担

売店の出店料は無料とする。ただし、運営に要する経費及び必要な備品等（市実行員会準備品は除く）は、出店者負担とする。

8 運営設備等

売店出店に伴う設備等は、次のとおりとし、市実行委員会が準備する。ただし、出店状況等に応じて、市実行委員会はこれを変更できるものとする。

種 目	長机（台）	椅子（脚）
水 泳	3	4
健康マージャン	3	4

9 出店申請

出店希望者は、市実行委員会が定める期日までに、次に掲げる書類を添付した上で売店出店申請書（様式第1号）を市実行委員会に提出するものとする。

(1) 出店概要書（様式第2号）

(2) 売店従事者及び搬入出車両予定表（様式第3号）

(3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）

(4) 取扱い食品及び調理販売方法（様式第5号）※飲食物提供者のみ

(5) 営業に関する許可証等の写し

(6) 売店責任者及び販売員の本人確認書類（自動車運転免許証、パスポート等、公共機関が発行した写真付きで本人確認ができるものの写し）

(7) 川口市税の完納証明書又はその写し（提出日から3か月以内に発行されたもの）

(8) 直近の事業年度の法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納のない証明書（国税通則法における納税証明書その3の2又はその3の3）又はその写し（提出日から3か月以内に発行されたもの）

(9) 出店許可証等、出店実績を確認することができる書類（「5 出店者条件」（1）エに該当する場合に限る）

(10) その他、市実行委員会で必要に応じて提出を求めるもの

10 出店者の選定

市実行委員会は、前項に規定する申請があったときは、本要項に基づいて審査するとともに売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土品のPR等を考慮し、適当であると認めた者

を出店者として選定する。ただし、出店申請者数が、「3 出店数、出店位置及び規模」で示した各会場の店舗数を超えたときは、郷土品のPR及び障害者支援施設の出店又は各競技主管団体の推薦者を優先し、これによりがたい場合は、抽選により選定するものとする。

また、市実行委員会は内容確認のため、提出された出店関係書類をもって関係官庁に調査、照会することができるものとする。

1.1 出展許可証の交付

市実行委員会は出店者として選定した者に対し、「出店許可証（様式第6号）」を交付するものとする。

1.2 売店監督員

市実行委員会は、現場を巡回して本要項に基づき、売店等の設置運営等に関する事項を監督する。

1.3 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店等設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 出店者は、売店責任者に変更があったときには、直ちに市実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、市実行委員会の指示に従い、当該売店等の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管・販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し従業員の指導に努めなければならない。

1.4 禁止事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸、又は管理運営を委託すること。
- (2) 商品・サービスを不当に高額な価格で販売・提供すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (5) 拡声器及び音響器類を使用すること。
- (6) 火気を使用すること。
- (7) 前各号に掲げるほか、大会運営に支障をきたす恐れのある行為をすること。

1.5 遵守事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市実行委員会が交付する「出店許可証」を店頭の見えやすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日適宜

各自で適正に処理すること。

- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 飲食物の販売する売店にあつては、ブース前にゴミ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (6) 飲食物を販売する売店は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (7) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、市実行委員会が別に交付する通行許可証を車両前面の見やすい位置に掲示すること。
- (8) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、市実行委員会が指示する時間内に完了させること。なお、原則として搬入車両は、1売店1台とする。
- (9) 服装は、清潔なものを着用し、接客にあたっては、おもてなしの心で、親切、丁寧な対応を心がけること。
- (10) 市実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (11) 天候の悪化等の事情により市実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (12) 市実行委員会が大会前に開催する出店者説明会に必ず出席すること。
- (13) 販売員の変更、追加、削除等があった場合は、直ちに市実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該販売員の本人確認書類を添付すること。
- (14) 関係法令等を遵守し、施設管理者、市実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

1.6 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任で行うものとし、火災、盗難その他不可抗力による災害に対しても、市実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

1.7 事故等発生時の対応

売店等において、事件、事故等が発生したとき、売店等責任者は初期対応にあたりとともに実施本部へ連絡を行い、その指示に従うものとする。また、不審者若しくは不審物を発見したときは、売店等責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

1.8 許可の取り消し

市実行委員会は、出店者が次の各号のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は市実行委員会

に対して損害賠償を請求できないものとする。

(1) 関係法令及び本要項に違反したとき。

(2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市実行委員会が売店の運営において不相当と認めたととき。

19 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状に回復し、実施本部の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、市実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

20 損害賠償

出店者（販売員を含む）は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。なお、損害賠償に備え、損害保険等に加入しておくこと。

21 個人情報の取扱い

売店販売員等の個人情報は、市実行委員会が売店設置運営のためのみに使用するものとし、その他の目的には使用しない。

22 本要項によらない設置及び運営

出店の申請がない場合又は交流大会を円滑に運営する上で競技団体から本要項によらない設置運営について申入れがあり、実行委員会が適当と認めた場合は、その出店に係る設置及び運営方法については、本要項によらず、競技団体と実行委員会において協議の上、決定する。

23 その他

この要項に定めるもののほか、売店等設置運営の実施に関して必要な事項は、別に定める。